

☆\*\*\*\*\*☆

## ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

### 【メルマガ内容】

DB基金（○）      DB規約（○）      DC      （○）  
厚年基金（○）      会計基準（ ）      その他      （ ）

### 【タイトル】 第24回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について

☆\*\*\*\*\*☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2023年6月28日、第24回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、前回に引続き関係団体からのヒアリングが行われました。

詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_33862.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33862.html)

### 【議事】

#### 1. 関係団体からのヒアリング

関係団体より、資料に沿って説明がなされました。

#### （1）信託協会＜厚生労働省HP 資料2をもとに記載＞

○意見・要望（主なもの）

##### 《DB》

- ・DBへの制約事項の設定回避
- ・DBにおける定年延長等の減額判定の見直し  
ー給付減額の判定について、各DBが個々に設定している予定利率の水準に依らない方法に見直し

##### 《DC》

- ・DC 拠出枠の見直し（従業員拠出の制限緩和／拠出上限額の見直し）
- ・DC 脱退一時金の支給要件緩和
- ・iDeCo の普及に向けた取り組み

《DB・DC》

- ・企業年金等の積立金に係る特別法人税の撤廃
- ・高齢期の所得の確保に資する制度の構築

(2) 生命保険協会<厚生労働省 HP 資料3をもとに記載>

○意見・要望

《DB》

- ・現行制度の利便性の維持
  - －現行どおり、DB での中途退職時の支払いを認め、また、拠出限度額や給付事由による給付額の差異に対する制限を設定しないこと
- ・定年延長に対応する DB 制度における給付減額判定の見直し
  - －定年延長時の規約変更において、一定の要件を満たす場合には減額非該当とすることや、同意取得において不同意申出方式を可能とする等の制度見直しを検討してはどうか

《DB・DC》

- ・特別法人税の撤廃
- ・年金受取の多様性確保
  - －DC において、個々人の状況に合わせ、元本確保型（確定年金・終身年金）を含む幅広い選択を促してはどうか
  - －年金制度等からの一時金受取後に特定の年金等商品（一時払い終身年金等）を購入する時には、年金制度等の一時金を課税対象としないことを検討してはどうか

(3) 日本年金数理人会<厚生労働省 HP 資料4をもとに記載>

○【今後の検討における主な視点（例）※】の「①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築」への対応（意見・要望）

- ・様々な働き方への対応 《DB・DC》
- ・DC 拠出限度額の見直し 《DC》
- ・より柔軟な年金受給 《DB・DC》
  - －保証期間の延長
  - －給付区分ごとに異なる支給開始年齢
- ・給付設計の弾力化 《DB》

- 【今後の検討における主な視点（例）※】の「②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備」への対応（意見・要望）
  - ・行政手続きのスリム化《DB・DC》
  - ・給付設計見直しに関する扱い《DB》
    - －法改正に伴う給付設計の変更については給付減額手続きを簡素化
    - －一定年延長など支給時期が異なる場合における給付減額判定基準の見直し／給付減額に該当した場合における制度変更内容に応じた同意手続きの簡素化
  - ・中小企業への企業年金の普及《DB・DC》
    - －中小企業事業主への DB 制度実施・加入インセンティブとしての掛金や事務費負担への助成 等
  - ・周知広報《DB・DC》
  
- 【今後の検討における主な視点（例）※】の「③制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備」への対応（意見・要望）
  - ・DB・DC 制度の税制の見直し《DB・DC》
    - －DB 加入者掛金の所得控除枠拡大
    - －年金と一時金の公平な課税
    - －特別法人税の廃止
  - ・終身年金制度に対する税制優遇《DB》
  
- その他 私的年金制度の普及発展に向けた環境整備
  - ・個人の老後への備えに対する支援《DB・DC》

※第 2 1 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会、資料 1 にて示されたもの  
 2023 年 4 月 14 日メルマガ 「第 2 1 回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について」  
[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n355\\_nenkin\\_magazine\\_20230414.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n355_nenkin_magazine_20230414.pdf)

## 2. 委員からの意見（一部抜粋）

- ・DB の給付減額の判定について、3 団体より判定基準の見直し要望をいただいているが、これについては論点を整理し、また議論が必要。
- ・中小企業への企業年金の普及を後押しする方策の議論は重要である。（日本年金数理人会資料にて示されている）中小企業事業主への企業年金制度実施・加入インセンティブについて、前向きに議論したい。

- ・ DC 拠出限度額の拡大について、NISA と両輪をなす制度としての拡大を DC において実施すべき。
- ・ 年金選択率の低さについて問題視されているが、一時金の選択率が高いことが老後所得の安定確保という点でなぜ問題と言えるのか、議論すべき。
- ・ 企業年金制度における手続きの簡素化、迅速化に取り組むべき。
- ・ 企業年金は、老後所得であると同時に、退職金制度の一部でもある。性質の違いを踏まえて議論すべき。

部会の最後に、事務局より、次回は論点のまとめを予定しており、議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

<参考>2023年6月15日メルマガ 「第23回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催について」  
[https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n362\\_nenkin\\_magazine\\_20230615.pdf](https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n362_nenkin_magazine_20230615.pdf)

\*\*\*\*\* メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ） \*\*\*\*\*

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

\*\*\*\*\*

日本-年基-202306-170-0133-D